

第36回岐阜地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和3年7月9日（金）午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 地裁委員会委員

朝田憲祐、五十川誠、齋智人、岩井健、岡本敏美、志水美和子、出口博章、永野庄彦、福井康博、森裕之、八代宗太郎（五十音順、敬称略）

(2) 説明者

刑事首席書記官、総務課課長補佐、刑事部主任書記官

(3) 地裁委員会事務担当者

事務局長、事務局次長、総務課長

4 議事

(1) 新委員の紹介

（新委員）岩井健、八代宗太郎

(2) 委員の自己紹介

(3) 委員長あいさつ

(4) 前回の岐阜地方裁判所委員会の振り返り

総務課長から前回の岐阜地方・家庭裁判所委員会を踏まえた岐阜地方裁判所における取組状況の概要について説明した。説明要旨は、別紙第1のとおり。

その後、総務課課長補佐から多数の傍聴者が予想される公判事件の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について説明した。

(5) 裁判員制度の現状と課題・課題解決に向けた取組みの説明及び裁判員裁判法廷の機器実演並びに意見交換

刑事首席書記官及び総務課課長補佐が裁判員制度の現状と課題・課題解決に向けた取組みについて説明した。その後、裁判員裁判法廷（301号法廷）において、刑事部主任書記官が裁判員裁判法廷の機器を実演するなど、機器の使用方法について説明した。引き続き実施された意見交換の要旨は、別紙第2のとおり。

5 次回期日

令和4年2月25日（金）午後1時30分から

6 次回の意見交換の主なテーマについて

未定

(別紙第1)

前回の振り返りの要旨

(総務課長)

前回の岐阜地方裁判所委員会では、家裁委員会と合同開催により「岐阜地方・家庭裁判所における新型コロナウイルス感染防止対策」をテーマに意見交換をした。

委員の方からは、裁判所において採られている感染防止対策について、当時の段階で考えられる十分な対策がなされているとの評価をいただいたが、委員の皆様の関係機関等における感染防止対策について、その後の当庁における対策の参考にさせていただいた。

不特定多数の来庁者が訪れるという裁判所の特性もあり、入庁時の検温などの必要性についても言及いただいたが、まずはマスク着用や手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底することに重点を置き、本庁舎では各建物入口と各フロアのエレベーターホールに消毒液を増設し、エレベーターのほか、執務室や事件関係室におけるマスク着用の案内表示と呼び掛けを継続した。発熱など、体調不良がある事件関係者の来庁については、事前の案内や窓口での声掛けを徹底し、事件の期日変更等に関しては本庁・支部等問わずいずれの部署でも柔軟な対応をしている。

新型コロナウイルス感染症については、今後、ワクチン接種という局面に差し掛かろうとしており、これを経た上で新たな知見を基に、対策の在り方も変容があるかもしれないが、どのような状況にあろうとも、利用者が安全に、そして安心して裁判所を利用してもらい、適正・迅速な裁判手続を行い、紛争を解決するという裁判所の使命を果たしていく必要がある。

引き続き、委員の皆様からの貴重なご意見をいただきたい。

(別紙第2)

意見交換の要旨

(委員長)

裁判員裁判は概ね順調に行われているが、裁判員候補者の辞退率が増加していることや出席率が低下していることが大きな問題と言える。裁判所では広く国民の皆様に裁判員裁判に参加していただけるように広報活動を行っているところ、先ほど説明した広報活動などについて御意見や御感想を委員の方に伺いたい。

(J委員)

先ほど裁判員裁判への国民の関心の低下について説明があったが、何が一因で国民の関心が低下しているのか伺いたい。

(刑事首席書記官)

裁判員制度の発足した当初は、裁判所全体で積極的な広報活動を行っていたこともあり、国民の高い関心をいただいていたが、時の経過に伴い裁判員制度への関心が薄ってきたことが原因と理解している。

(J委員)

それは認知不足が原因ということか。

(G委員)

裁判員制度が導入された当初は、各所で大々的に報道されていたが、10年以上経過し目新しさが無くなったことが原因と理解している。

(J委員)

先ほど説明していただいた中に高齢化社会の進展が原因とあったが、高齢化が裁判員裁判の辞退率の増加と出席率の低下とどのように関係してくるのか伺いたい。

(刑事首席書記官)

高齢者の方が遠方から裁判所にお越しいただくことへの肉体的な負担のた

めに辞退申出をされることや、70歳以上の方は年齢を理由に辞退することができる、高齢化が進むと辞退される方が増え、出席率も低下するという理解である。

(J委員)

今後、裁判員裁判をリモートで行うことなど検討しているのか伺いたい。

(刑事首席書記官)

裁判員裁判をリモートで行うという話は出ていない。刑事裁判は直接主義が採られているので、裁判員の方に裁判所にお越しいただいて直接法廷で被告人などの話を聞きして心証を形成していくことになっている。

(G委員)

刑事手続のIT化の話も出てきているが、裁判員裁判の制度上、リモートで審理することは難しいものと理解している。

(J委員)

新型コロナウイルス感染症対策として、理事会などはリモートで行っている。世界的にもリモート化が進んでおり、他国でもリモートで裁判を行っているところもあるので、裁判員裁判もリモートで行うことが可能となれば参加者も増えると思われる。

(委員長)

御指摘はごもっともではあるが、裁判手続を変えるためには法律を改正しなければならず、難しいところである。

(E委員)

普通一般の方は法曹界との接点がないので、裁判員に選ばれることに戸惑いがあると思われる。

法曹界を知つてもらうために、20歳以下の方を対象とした法廷見学を行うことで法曹界の可視化が進むものと思われる。

(D委員)

IT機器を利用して裁判員裁判が行われていることがよく分かった。以前選挙管理委員をしていた時に、投票率が低い原因に20代や30代の若い方の選挙への関心の低さがあった。これは、学校において選挙に対する教育がしっかりと行き届いていないためと考えられる。

裁判員制度に関心を持ってもらうには、見学ツアーや出前講座などの広報活動を学校と連携して行うことが効果的と思われる。

(H委員)

以前私の親族で裁判員裁判の通知を受け取った者がいたが、高齢のため辞退した。

今後高齢者が増えれば辞退される方も増えるのは致し方ないと思う。

(J委員)

裁判員の辞退者について、どのような方が辞退されているのか伺いたい。

(G委員)

70歳以上の方は一定数いる。その他に育児や介護を理由として辞退される方が多い印象である。

(J委員)

育児を理由として辞退される方がいるとのことだが、裁判所に託児所は設けられているのか伺いたい。

(刑事首席書記官)

裁判所内に託児所はない。岐阜市と調整して裁判所近くの保育所を裁判員候補者の方などに利用していただくよう態勢を整えている。

(G委員)

裁判員候補者の方には、事前に保育所の案内はしているが、今までに保育所を利用したという実績はない。

(J委員)

子供を連れて裁判員裁判に参加できるのか伺いたい。

(G 委員)

難しいと思われる。

(E 委員)

社会経験豊富な 70 歳以上の方の御意見も貴重と思われるが、裁判員の男女比はどのようにになっているのか伺いたい。

(G 委員)

裁判員はくじで選んでいるので、男女比や年齢層がばらばらになる場合や多少偏る場合がある。

過去には、80代や90代の高齢の方で大変熱心に裁判員裁判に参加された方もいた。

(委員長)

裁判員の男女比については、女性が多い場合や男性が多い場合はあるかもしれないが、男女比や年齢層が極端に偏るようなことはないという印象である。

(G 委員)

裁判員と補充裁判員と合わせて 8 人いるので、そこまで偏ったという印象はない。

(F 委員)

私は企業の社長からの労働関係の相談などに当たっているが、裁判員に関する相談としては、社員が裁判員に選ばれたらどうするのか、その場合の補償はどうなるのかといった金銭に関するものや、中小企業の場合には社員が一人抜けたらどうなるのかなど様々な相談がある。

(G 委員)

裁判員候補者の方を裁判所にお呼びする際に、担当事件の審理スケジュールや旅費日当の支給に関する案内文書を送っている。

(A 委員)

以前傍聴券の抽選が行われた事件では、傍聴整理券の交付方法がシステムチ

ックに行われていて良かったという印象を持った。

裁判員制度を知っていただくには、経験された方の意見を発信していくこと、学校等への模擬裁判等の広報活動の機会を増やしていくことも効果的と思われる。

(委員長)

裁判員裁判に関する広報活動や裁判員候補者などの心理的負担の軽減に関する御意見などについて委員の方に伺いたい。

(B 委員)

県民の方の相談を受けており、以前介護を理由に裁判員候補者を辞退したいという相談に来られた方がいたが、積極的に裁判員裁判に行きたくないと思っている人が多いのではないかという印象を持った。

裁判員等の出席率の低下に関して、雇用情勢の変化に伴い非正規雇用者をどのように見ているのか、日当などは支給されるのか伺いたい。

(刑事首席書記官)

非正規雇用者については、会社を休みづらいということが挙げられる。大きな会社は制度的に整っているので休みやすいという状況にあるが、情勢の複雑化により非正規雇用者が増えていることから休みづらくなつて辞退率の増加や出席率の低下に繋がっていると思われる。

旅費日当などについては法律の定めに基づいて、正規、非正規関係なく支払われている。

(B 委員)

裁判員裁判の対象事件ではなくても、世間が注目するような事件を裁判員裁判の対象事件とするように法律を改正してもいいのではないかと考える。

(I 委員)

先ほどD委員が教育の面から裁判員制度への理解を求めていくことが大事であると言っていたが、主権者教育といって学校でも法教育が取り入れられてき

ているので、それを拡充して裁判に参加することがいかに大事なことかということを理解していただくことが必要と考える。

(C委員)

裁判員裁判の経験者のアンケートを見ると、ほぼ100パーセントの裁判員経験者の方が裁判員裁判を経験して良かったという感想を持っていて、とてもすごいことだと思う。

この実態をいかに未経験者の方に届けていくことができるのかに尽きると思う。

(委員長)

学校教育や若い方に働きかけていくことが大事であるという意見があったが、小学生や中学生などを対象とした広報活動に力を入れていくことが長期的に見て効果的であると感じた。

(I委員)

岐阜市の小学校などでは一人一台アイパッドを持っている状況である。裁判所で小学校や中学校向けのシステムやソフトを作ることができれば、コロナ禍に合った広報活動ができるのではないかと考える。

(G委員)

今年度の夏休み見学ツアーは、内容を変えてオンライン形式で行う予定である。

(委員長)

本日は、様々な貴重な御意見をいただいた。今後の参考にさせていただけたい。